

# 文教厚生委員会 会議録

日 時 令和5年8月28日（月）

午前10時開会、午後2時15分閉会

場 所 第2委員会室

- 
- 1 開 会
  - 2 委員長挨拶
  - 3 協議事項
    - (1) 保健福祉部関係
    - (2) こども未来部関係
    - (3) 教育委員会関係
    - (4) その他
  - 4 閉 会

---

出席委員（7名）

委員長	矢口	勝雄
副委員長	田中	義法
委 員	吉田	千鶴子
委 員	鈴木	一彦
委 員	勝田	達也
委 員	福田	勝夫
委 員	根本	法子

---

欠席委員（1名）

委 員	平岡	房子
-----	----	----

---

説明のため出席した者（23名）

保健福祉部長	羽生	元幸
社会福祉課長	坂本	英宣

障害福祉課長	白田 博規
高齢福祉課長	刈山 和幸
国保年金課長	武井 衛
健康増進課長	水田 和広
こども未来部長	平井 康裕
こども政策課長	菊田 宏巳
こども包括支援課長	佐藤 千加子
保育課長	野中 佑起男
教育長	入野 浩美
教育部長	望月 亮一
参事	中島 健一郎
教育総務課長	塚本 富美代
学務課長	塚本 耕司
学校給食センター所長	小池 政幸
生涯学習課長	佐賀 憲一
図書館長	武藤 知子
文化振興課長	中澤 達也
博物館副館長	木塚 久仁子
上高津貝塚ふるさと歴史の広場副館長	比毛 君男
スポーツ振興課長	寺崎 敏彦
指導課長	田上 秀之

---

事務局職員出席者

主 幹 高橋 陽平

---

傍聴者（なし）

---

○矢口委員長 これより文教厚生委員会を開会いたします。平岡委員からは体調不良のため、本日欠席という連絡を受けております。まず、保健福祉部から進めてまいります。そして、こども未来部、教育委員会の順で進めてまいります。資料は、文教厚生委員会、令和5年、8月28日、保健福祉部をお願いいたします。それでは、令和

5年度土浦市介護保険特別会計補正予算（第1回）（案）について、執行部より説明願います。

○**刈山高齢福祉課長** それでは、サイドブックス資料の①-1をお願いいたします。令和5年度土浦市介護保険特別会計補正予算（第1回）（案）について、令和4年度決算に伴う精算事業でございます。この補正案につきましては、令和4年度の介護給付費等が確定したことにより精算を行うものでございます。介護保険の制度では、事業の翌年度に精算することとなっておりますので、毎年第3回定例会にて補正をお願いしているものでございます。1番の補正の理由に記載のとおり、国県の負担金交付金、一般会計繰入金については実績額が交付済額を下回ったことから、超過受入分について返還するものでございます。また、支払基金交付金につきましては実績額が交付済額を上回ったことから、追加交付を受けるものでございます。支払基金交付金の追加交付分等につきましては、介護給付費準備基金への積立てをするため、増額補正をお願いするものでございます。2番の決算状況につきましては、歳入が121億6,162万5,000余円、令和3年度の歳入が18億1,651万7,000余円との比較いたしますと、2.9%の増額となっております。歳出につきましては、110億3,463万7,000余円。同じく令和3年度の歳出の方が116億7,806万1,000余円となっておりますので、比較といたしまして2.2%の増額となっております。歳入歳出差引き予算残額は2億2,698万7,000余円、令和3年度の差引残額ですと、1億3,845万6,000余円、こちらと比較いたしますと、63.9%の増額でございます。3番の補正予算額につきましては、歳入歳出ともに2億3,312万8,000円を増額するもので、歳入では支払基金の追加交付分の増額及び繰越金、歳出では支払基金追加交付分等の基金積立て、国県への交付金の返還、一般会計の返還繰出金でございます。なお、資料につきましては、資料1-2、資料1-3を添付いたしております。

○**矢口委員長** ただ今の説明について、委員の皆さんから御質問、御意見等はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○**矢口委員長** なきようですので、この件は以上といたします。つづきまして、令和5年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）（案）出産育児一時金臨時補助金事業について、執行部より説明願います。

○**武井国保年金課長** サイドブックスの資料②をお願いいたします。令和5年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）（案）出産育児一時金臨時補助金事業について、御説明いたします。今回の補正は、令和5年4月より出産育児一時金が42万円から50万円に引き上げられた8万円分について、国から臨時補助金として支給

されることになったため、補正を行うものでございます。臨時補助金の内容としましては、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に支給決定された出産に係る支給額に限り、1件当たり5,000円を乗じた金額でありまして、補助申請額としましては令和4年度実績を踏まえまして、33万5,000円を計上するものでございます。この臨時補助金につきましては、令和5年度限りとなっております。令和6年度以降は後期高齢者医療制度から支援金が充当されることから、令和5年度に限り国庫補助をされるものでございます。補正予算額につきましては、新たに歳入、出産育児一時金臨時補助金として増額を補正し、当初予算計上しておりました財政調整基金繰入金から同額を減額補正するものでございます。

○矢口委員長 ただ今の説明につきまして、委員の皆さんから御意見、御質問等を承りたいと思います。

○勝田委員 もうちょっと具体的に伺います。出産一時金が50万出るとは思いますが、それに5,000円不足ということなのですか。

○武井国保年金課長 いえ、そもそも50万というのは変わりがございまして、当初8万円上がる部分に関しては、今お話ししましたように財政調整基金からというようなことで予算を計上しておりまして、その後に一応8万円の補填を8万円の中ですけども、それを国のほうから事務的な補助みたいな形で5,000円が臨時的に入ったというだけで、出産する方に関しては全く金額は変わりございません。

○矢口委員長 ちょっと分かりにくいですね。ほかにもございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 つづきまして、令和5年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算(第2回)(案)一般管理事業医療費適正化特別対策事業について、執行部より説明願います。

○武井国保年金課長 サイドブックの資料③をお願いいたします。令和5年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算(第2回)(案)一般管理事業、医療費適正化特別対策事業について、御説明いたします。1番の補正の理由でございますが、令和5年9月から産前育児休暇の職員の代替分を既存の会計年度任用職員3人の勤務時間の延長と勤務日数変更により対応するため、増額補正をお願いするものでございます。2番の補正内容でございますが、各事業における勤務条件の変更となりますが、一般管理事業の会計年度任用職員につきましては、勤務時間を1時間延長、変更となります。医療費適正化特別対策事業の会計年度任用職員につきましては、勤務時間を1時間延長の職員と勤務日数を週4日から週5日勤務を変更し、更に勤務時間を1.25時間延長、変更とするものでございます。3番の補正予算額でございますが、歳入で職員給与費等繰入金として補正予算額63万1,000円を増額し、補正後の予算額

を1億8,323万4,000円とするものでございます。歳出も同額の63万1,000円を総務費と保険事業費へそれぞれ振り分けて増額しております。

○矢口委員長 ただ今の説明について、質問等ございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、この件は人を増やさずに時間を増やす。そのための補正だということによろしいですね。

○武井国保年金課長 そのとおりでございます。実際育休取られる方が9月から4月までという短い期間ですので、なかなかその間新たに会計年度任用職員を募集するのなかなか難しいこともありまして、今までやってきた会計年度職員3人でその分を補うという形で今回補正をさせていただいております。

○矢口委員長 分かりました。この件は、以上といたします。つづきまして、令和5年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算(第2回)(案)令和4年度決算に伴う精算事業について、執行部より説明願います。

○武井国保年金課長 サイドボックスの資料④をお願いいたします。令和5年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算(第2回)(案)令和4年度決算に伴う精算事業について、御説明いたします。1番補正の理由でございますが、令和4年度土浦市国民健康保険特別会計の決算に伴う剰余金を繰り越し、財政調整基金へ積立てするため増額補正をお願いするものでございます。2番の決算状況でございますが、参考までに令和3年度の歳入歳出状況について御報告させていただきますと、令和3年度歳入額は141億9,083万683円、同じく歳出額は140億958万3,372円。よりまして、残額につきましては、1億8,124万7,311円でございます。今回令和4年度の歳入歳出状況を申し上げますと、令和4年度歳入額は、136億1,305万6,261円で、前年度より4.1%の減となっております。歳出額につきましては、135億3,387万3,696円で、前年度より3.4%減となっております。このような状況から歳入歳出の差引残額につきましては、7,918万2,565円ということで、前年度より56.3%の減となっております。3番の補正予算額でございますが、歳入で繰越金として補正予算額7,918万2,000円を増額し、補正後の予算額を7,918万3,000円とするものです。歳出では基金積立金として歳入と同額の補正予算額7,918万2,000円を増額し、補正後の予算額を7,918万3,000円とするものでございます。今回の補正額により財政調整基金の残高状況でございますが、5月末現在、24億2,729万9,975円で、今回の積立金を加えますと、25億648万2,540円となります。

○矢口委員長 ただ今の説明について、質問等ございますか。

○**福田委員** お尋ねしたいんですけども、財政調整基金が25億6,480万ぐらいなんですけれども、これは今の時点の財政調整基金の金額ですか。

○**武井国保年金課長** 今申し上げました25億につきましては、今回の補正予算である7,918万の部分を積み立てまして、25億になるものでございます。

○**福田委員** そうしますと、財政調整基金は全体として今は幾らあるのでしょうか。

○**武井国保年金課長** お話ししました25億は、全体の金額でございます。

○**矢口委員長** ほかに質問等ございますか。

(「なし」という声あり)

○**矢口委員長** ないようですので、この件は以上といたします。つづきまして、令和5年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算第(第1回)(案)について、執行部より説明願います。

○**武井国保年金課長** サイドブックの資料⑤をお願いいたします。令和5年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)(案)令和4年度決算に伴う精算事業について、御説明いたします。1番補正の理由でございますが、令和4年度土浦市後期高齢者医療特別会計の決算に伴う剰余金を繰り越し、一般会計へ繰り出しするため、増額補正をお願いするものでございます。後期高齢者医療特別会計は一般会計からの繰入れがあること、基金がないこと、令和4年度の負担金等の精算がないことから、決算剰余金を全額一般会計へ返還するものでございます。2番決算状況でございますが、参考までに令和3年度の歳入歳出状況について御報告させていただきます。令和3年度歳入額は20億4,484万2,713円、歳出額は20億4,157万3,083円、歳入歳出の残額につきましては326万9,630円でございます。今回の令和4年度の歳入歳出状況を申し上げますと、令和4年度歳入額は21億7,319万3,955円で、前年度より6.3%の増となっております。同じく歳出額は21億6,929万3,160円ということで、歳入と同じく6.3%増となっております。歳入歳出の差引残額につきましては、390万795円ということで、前年度より9.3%の増となっております。3番補正予算額でございますが、歳入で繰越金として、補正予算額390万円を増額し、補正後の予算額を390万1,000円とするものです。歳出は一般会計繰出金として歳入と同額の補正予算額390万円を増額し、補正後の予算額を390万円1,000円とするものでございます。

○**矢口委員長** ただ今の説明について質問等ございますか。私のほうから一つだけ質問させていただきます。今の説明の中で、この後期高齢者医療特別会計は、財政調整基金を持っていないということでありました。これがなぜ持っていないのか、御説明いただけますか。

○武井国保年金課長 国保のほうは後期高齢者がどちらかというメインに、保険税の関係やそういった一般的な財政関係をやっております、うちのほうとしてあくまでも業務上は窓口でやっております、そういった市民の方とも受付等をやっているというような中で、実際に今回お示した金額的にも極めて少ない部分でございますので、そこまで基金を設けてまでする必要はないのではないかなというように、一般会計を繰り入れるということで基金を設けていないようなことでございます。

○矢口委員長 ということは、今後も今のところは設けないという考えでよろしいのでしょうか。

○武井国保年金課長 委員長のおっしゃるとおりでございます、今後やはり後期高齢者へ加入される方が増えてきますので、そういった状況、あとは今回の歳入歳出の残額等も含めてその基金を設けるかどうか、今後の状況に応じて考えたいと思っております。

○矢口委員長 よく分かりました。ありがとうございます。ほかに委員の皆さんからないですかね。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 この件は以上といたします。つづいて、令和5年度土浦市一般会計補正予算(第6回)(案)について、執行部より説明願います。

○水田健康増進課長 資料の⑥をお開きいただきたいと存じます。健康増進課では、がん予防検診促進事業の補正予算を今回上げさせていただきます。1の補正の理由でございます。現在がんにつきましては、その死亡者を減少させるため、検診が極めて重要であると考えてございます。本市におきましても、がん検診受診率向上、特に女性のがんの対策として検診会場において啓発資材の配布を実施しているところでございます。このような取組が茨城県で4月1日から施行している令和5年度茨城県がん予防検診促進事業費補助金交付要綱に合致することが見込まれましたことから、交付申請等の手続を進めてまいりました。この度6月28日付けで、この補助金の交付決定がなされましたことから、今回県補助金を増額し、財源更正をお願いするものでございます。事業の概要でございます。女性のためのがん対策推進事業といたしまして対象者、市が行う3歳児健診の保護者、また、市が行う子宮けいがん、乳がんの集団検診の受診者を対象といたしまして、お手元に置かせていただいております啓発資材、子宮けいがん、乳がん検診の案内、乳がん自己検診啓発パンフレット及びブレストチェッカーを配布する事業を実施してございます。3番の補正予算額でございます。歳出で予定しておりました27万3,000円の2分の1の13万6,000円を県補助金で増額をさせていただくものでございます。

○矢口委員長 ただ今の説明について質問等ございますか。

○勝田委員 大変結構な話だと思います。検診を行うことが非常に重要であります、予防に関して子宮けいがんワクチンという話もあります。そちらのほうは今どうなっているのでしょうか。国の方針でやってると思いますが、いろいろ変わるので教えてください。

○水田健康増進課長 子宮けいがんのワクチン接種につきましては令和4年の4月から接種勧奨を開始させていただいております、小学校6年生から高校1年生の定期接種を再度勧奨させていただいております。また、平成25年に接種のほとんど中止のような状態から、令和4年の3月までで接種勧奨を受けられなかった方を対象にキャッチアップ接種、大体20代前半の方までの受けられなかった方を対象に定期接種を実施してございます。本市におきましては、小学校及び中学校の方に出向きまして御案内をさせていただくとともに、通知を再度差し上げまして、接種勧奨を実施いたしてございます。想定の数10%の数をクリアできるかどうかというところで予算のほうは計上しておりますけども、そこまでは至っておりませんが、想定したよりは接種をしていただいている状況が現在でございます。改めて高校1年生までの定期接種、そして、キャッチアップ接種の世代に対して勧奨を実施していきたいと考えてございます。

○勝田委員 是非よろしく申し上げます。

○矢口委員長 ほかに質問等ございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、次に進みます。その他に入ります。土浦市新型コロナワクチン令和5年秋開始接種実施計画(案)について、執行部より説明願います。

○水田健康増進課長 つづきまして、資料の⑦をお開きいただきたいと存じます。新型コロナワクチンの令和5年秋開始接種について、御説明をさせていただきます。1番目といたしまして接種対象者については、初回接種、大人の方であれば、新型コロナワクチン最初の頃に実施をさせていただいた1回目と2回目、これを初回接種と申し上げますが、それを完了している方を対象に生後6か月以上の方全てを対象者として実施をするものでございます。接種回数につきましては1回、期間については来年の3月31日まで、接種費用はこれまでと同様に無料としているところでございます。使用するワクチンにつきましては、(1)ファイザー社で12歳以上の方のワクチン、5歳から11歳までの小児用のワクチン、生後6か月から4歳までの乳幼児用のワクチン、モデルナ社につきましては12歳以上のワクチン、6歳から11歳までの小児用のワクチンの2種類、武田社のノババックスワクチンについては12歳以上の方を対象にしたワクチンと、それぞれ対象年齢によって様々なワクチンが提供されるものでございます。接種間隔につきましては、ファイザーとモデルナについては3か月以

上の間隔を空けていただきまして、ノババックスワクチンについては6か月以上の間隔を空けていただくこととなります。接種体制につきましても、現在協力医療機関の方に調査をしているところでございますが、おおむねこれまでと同様に65程度の医療機関に御協力をいただく予定でございます。接種開始時期につきましても、国のほうで発表がございましたとおり、来月の9月の20日から実施をさせていただきたいと思っております。また、現在接種を進めております令和5年春開始接種につきましても、その前日であります9月19日で終了予定でございます。最後に、接種券でございますが、今年度の春開始接種以降に接種をする方を対象に、令和5年4月下旬に一斉に接種券の方を発送しております。65歳以上の方や基礎疾患のある方などについては、春開始接種の対象としておりましたので、そのような方に対しては春開始接種後、概ね3か月を経過した方から接種券が届くよう発送してまいります。春開始接種を実施されていない方に対しては、お手元にごございます接種券が使用できるため、御案内のはがきを送らせていただいて、接種勧奨をしてまいりたいと考えてございます。

○矢口委員長 今の件について質問等ございますか。

○勝田委員 幾つかあるのですが、まず一つは無料ということですけども、事務経費も含めてこれも国のほうからのお金で無料ですかということ。もう一つが、二つ目のmRNAワクチンを接種できない人がノババックスということを書いてあるんですが、接種しようかなという方がそれぞれの特徴をファイザーとモデルナだったわけで、それに武田社が入りまして、何を打っていいのかということが分からないというか迷うようなことがあると思います。その辺りの各薬の特徴とかをかいつままで教えていただければと思います。

○水田健康増進課長 まず、予算のほうにつきましても、これまでどおり全額国の負担及び補助金を使わせていただいて、市の持出しは0という形です。今年度の予算について、接種体制の確保事業については、3月の定例会の初日で先議をいただいております。3月中に令和5年の接種について、令和6年の3月31日までという方針が打ち出されましたことから、接種体制確保事業の費用について、また、令和5年の接種の費用については4月1日付けで専決をさせていただいて、全ての予算を現在確保して、全額を国の補助金で賄うような段取りでございます。2点目のノババックスのワクチンほか、今回XBB対応のワクチンという形で新しい変異株に対応するワクチンが開発されて、今回秋開始接種では、XBB対応ワクチンを中心に打つ形となっております。接種される方にお送りさせていただく説明書については、それぞれのワクチンの特徴などを記載したものを説明書として同封させていただいて、情報提供をさせていただきます。ただ、国のほうから出されるその説明書のほうが当初お送り

する方の分については、まだ間に合いそうにない状況ですので、送らせていただくはがきと、あと、ホームページに行ってくださいような内容のものを添付させていただいて、御案内をしてまいりたいと考えてございます。これまでもファイザー社又はモデルナ社若しくはノババックスで、1・2回目の接種、初回接種を打たれてる方を対象に接種をさせていただきますので、副反応の状況というのは、これまで接種されてる方についてはある程度御認識をされていらっしゃると思います。また、高齢の方については、なかなか副反応も出づらいという状況もございますので、ファイザー社のXBBワクチンを中心に各医療機関のほうに提供させていただいて、接種を進めてまいりたいと考えてございます。また、現在のワクチンは感染予防を促すようなものではなくて、重症化を防ぐようなものという理解で進めさせていただいております。その辺も説明の中には入れさせていただいて、御理解がいただけるように進めてまいりたいと考えてございます。

○矢口委員長 ほかにございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、以上で提出された資料の説明は終了しました。執行部のほうからはございますか。

○刈山高齢福祉課長 本日追加で土浦認知症バリアフリー市民講演会の御案内をさせていただきますだけだと思います。お配りいたしましたこちらのチラシを見ていただいでよろしいでしょうか。高齢福祉課のほうでは昨年度から9月を認知症バリアフリー月間と定めまして、オレンジライトアップ等の普及啓発活動を行っております。また、4月につちうら認知症バリアフリー宣言を行ったところでございます。今回の市民講演会は9月の認知症バリアフリー月間に合わせ、本市では初めて認知症の方御本人による講演会を開催いたします。講師は物忘れ総合相談窓口おれんじドアの代表で、公益社団法人認知症と家族の会理事、6月に公開されたんですけれども、オレンジ・ランプという映画の主人公のモデルとなった丹野智文氏を講師にお迎えいたします。丹野氏は39歳で認知症と診断され、10年後の現在も会社勤務をしながら自身の経験を語る講演活動を続けております。開催は、今度の土曜日、9月2日の午後2時からクラフトシビックホール大ホールでございます。

○矢口委員長 それでは、執行部の入替えの間に暫時休憩としたいと思います

(午前10時38分休憩)

(午前10時45分再開)

○矢口委員長 再開いたします。こども未来部の案件について協議を行います。資料は、文教厚生委員会、令和5年、8月28日開催、こども未来部をお願いします。まず、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正(案)について、執行部より説明願います。

○野中保育課長 それでは、サイドブックス、こども未来部の資料①－1をお願いいたします。土浦市特定・教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、御説明させていただきます。はじめに、この条例につきましては、平成27年から施行されたこども子育て支援法により施設型給付費、地域型保育給付費を受けることができることになった施設について、国が定める基準を踏まえて市が運営基準を定めるものでございます。それでは、1番の主な改正の理由ですが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律が公布されまして、条文中に条項のずれが生じ、その修正を行うために、条例の一部を改正するものでございます。2番の改正の内容ですが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律のうち、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、通称は認定こども園法になります。こちらの第3条、第10項が削られたため、当条例は第15条、第1項、第2号において、同法第3条第11項を引用していることから条項のずれを修正し、同法、同条、第11項を同条第10項に改めるものでございます。3番の施行の日につきましては、公布の日から施行するといたします。4番の添付書類といたしまして資料①－2のほうに今回の条例改正の案文と資料①－3のほうに新旧対照表を載せておりますので、後程御確認いただければと思います

○矢口委員長 それでは、ただ今の件について質問等ございますか。  
(「なし」という声あり)

○矢口委員長 つづきまして、マタニティタクシー利用料金助成事業の補正予算(案)について執行部より説明願います。

○菊田こども政策課長 資料の②をお願いいたします。令和5年度土浦市一般会計補正予算(第6回)(案)について、マタニティタクシー利用料金助成事業でございます。1番の補正の理由につきましては、マタニティタクシー利用料金助成事業としまして妊娠及び出産時の経済的負担を軽減する目的で令和2年10月から、妊産婦が外出時にタクシーを利用した際の利用料金の一部を助成してございまして、令和5年度に利用上限額を見直したことなどによりまして、当初見込みよりも利用件数が増加しており、助成費の増額及び債務負担行為の補正を行うものでございます。2番の事業の内容ですが、対象者、市内に住所を有する母子健康手帳の交付を受けた妊産婦に対して母子健康手帳の交付の際に、申請により妊婦1人当たり40枚のタクシー利用券、1枚500円ですので、合計2万円分です。これを交付しております。1回の乗車につき複数枚の利用ができることとして、令和4年度までは上限額1万円でしたが、令和5年度は2万円に増額しております。また、令和4年度に交付した方でも利用期間がまだ残っているという方につきましては、希望者に対しまして上限2万円との差額分の1万円分を追加で交付をしております。こうしたことによりまして、利用額が大

幅に伸びておりまして、令和4年度と令和5年度で4月から6月までの利用金額合計を比べますと、3倍以上となっております。半年で予算額を超えてしまいそうな状況でございます。直近の実績を参考に年度末までの見込みを立てて、補正増額をするものでございます。3番の補正予算額につきましては、第3款民生費、第2項児童福祉費、第2目児童福祉対策費、第18節負担金補助及び交付金で255万円、債務負担行為、令和6年度分で、当初予算での上限額130万円を300万円に変更するものでございます。

○矢口委員長 ただ今の件について、質問等ございますか。

○勝田委員 このマタニティータクシーの件で、一般質問で是非やっていただきたいということをお願いをしました。やっていただいて本当に有り難いのですが、その時想定したのは検診などで、出産の日はあまり想定していませんでしたが、定期健診等に行くのに非常に経済的に厳しい方というのを想定してお願いしたところ。これは多分外出時に利用する女性なので、特に行く先が病院であるという縛りはかけてないと思うんですけども、その辺りの実情がもしお分かりになれば教えていただきたいと思えます。

○菊田こども政策課長 議員おっしゃるとおり、縛りはかけておりません。ですが、利用状況としましては、やはり病院への検診などの通院での利用が多い状況です。土浦協同病院や筑波大、産科のなないろクリニック、阿見のまつばらさん、東京医大などの病院への通院が多い状況です。それ以外に、買い物のためということもあったと聞いております。

○鈴木委員 利用実績の人数が令和2年から3年、4年と変動があって、これは延べ人数なのですが、実際に生まれた子供たち、令和2、3、4年で何人ずつかという数字は今分かりますか。

○菊田こども政策課長 申し訳ございません。用意していないのですが、少子化傾向で少しずつ減ってはいるようです。

○矢口委員長 資料は後程お願いするということで。せっかくなので、その資料の中に利用者の延べでなくて、実人数、要は子供に対する、例えば子供100人いたとして、そのうちの何人の妊婦さんやお母さんが使われたかというような数字があると分かりやすいかなと思うのですが。

○菊田こども政策課長 利用の実人数ですが、調べさせていただいております。資料のほうにも掲載させていただきたいと思えますが、令和3年度では853人に交付した中で188人、令和4年度では849人に交付した中で170人、令和5年度では現時点までで226人交付中36人の実人数の利用がございました。大体20パーセント程度ぐらいでございます。

○矢口委員長 資料と一緒に載せていただくということでよろしいでしょうか。

○菊田こども政策課長 はい。

○平井こども未来部長 不足で御説明させていただきます。出生数でございますが、直近の3年でしたらデータがございますので、口頭で失礼いたします。令和2年が775人、令和3年が849人、令和5年が816人でございます。こちらのほうを併せて御用意させていただきます。

○矢口委員長 よろしく願いいたします。ほかにもございますか。  
(「なし」という声あり)

○矢口委員長 つづきまして、認定こども園土浦幼稚園整備事業の補正予算(案)について、執行部より説明願います。

○菊田こども政策課長 資料の③をお願いいたします。令和5年度土浦市一般会計補正予算(第6回)(案)についての認定こども園土浦幼稚園整備事業でございます。1番の補正の理由につきましては、市立認定こども園土浦幼稚園の整備につきましては令和4年度、5年度の2か年の継続費を設定しておりまして、旧土浦幼稚園の園舎の整備としまして令和4年度では文部科学省の補助を受けまして、令和5年度にはこども家庭庁からの補助となりますが、当初予算で計上した補助額を上回る内示を受けたことから、歳入の増額補正をするものでございます。2番の事業の詳細としましては、補助金につきましては、国庫補助金で、就学前教育保育施設整備交付金という名称でございます。対象箇所に関わる実施設計委託、工事管理委託、工事費の合計額と国の配分基礎額を比較しまして、低いほうの額に補助率3分の1を乗じて得た額でございます。補助決定額としましては、令和4年度は2,143万8,000円、令和5年度は3,118万6,000円です。当初予算額では2,796万2,000円としておりましたけれども、加算がついたことによりまして、増額となっております。今後のスケジュールとしましては、8月以降に交付申請を行って、9月以降に交付決定となる予定でございます。3番の補正予算額は、第16款国庫交付金、第4項国庫交付金、第2目民生費国庫交付金で補正予算額322万4,000円でございます。財源構成としまして歳出の補正はございません。

○矢口委員長 ただ今の説明について、委員の皆さんから質問等ございますか。  
(「なし」という声あり)

○矢口委員長 つづきまして、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業及び放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業の補正予算(案)について、執行部より説明願います。

○野中保育課長 それでは、資料④をお願いいたします。令和5年度土浦市一般会計補正予算(第6回)のうち、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業及び放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業の補正予算案について、御説明させていただきます。

す。1番の補正の理由ですが、保育所等処遇改善臨時特例交付金については、新型コロナウイルス感染症への対応が必要な保育士等の処遇改善を実施し、賃金を3%程度引き上げるための措置を令和4年2月から令和4年9月まで実施いたしました。こちらは、国の10分の10の補助の方で実施しております。本市では、民間の保育施設職員と公立保育所の会計年度任用職員及び放課後児童クラブの支援員を対象に実施しましたが、令和5年6月に実績が確定し、公立保育所分については当初の想定より感染症等で欠勤が多く、余剰が生じ、また、児童クラブにつきましては当初の想定より加配人数が減少したことから余剰となり、交付金の超過分の返還が生じ、当初予算に計上していないことから、増額補正を行うものでございます。2番の返還に係る概要ですが、(1)保育士幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業につきましては交付金の概算払分といたしまして6,771万4,494円で、実績に応じた額としまして6,749万8,176円、こちらの差額分の21万6,318円が返還額となっております。(2)の放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業につきましては、概算払分の交付金が826万5,761円で、実績に応じた額が631万9,975円、差額が194万5,786円、こちらが返還額となっております。3番の補正の補正予算額ですが、(1)の保育士幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の歳出につきましては3款民生費、2項児童福祉費、5目保育所費22節償還金利子及び割引料の返還金では、当初予算額が0円で、今回補正額としまして21万7,000円を計上させていただき、補正後の予算額が21万7,000円になります。つづきまして、(2)の放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業の歳出では、3款民生費、2項児童福祉費、13目放課後児童費、22節償還金利子及び割引料の返還金では、当初予算額の方が0円で、今回補正額としまして194万6,000円を計上させていただき、補正後の予算額が194万6,000円を増額補正させていただくものでございます。

○矢口委員長 ただ今の説明に関して質問等ございますか。

○福田委員 放課後児童支援者の時給は今どのぐらいになるのか。それから、この支援者は、どういう資格を今持っているのか。分かる範囲でお願いします。

○野中保育課長 こちらの時給単価なのですが、まず、放課後児童クラブの支援員の資格を持つての方なのですが、昨年度は時給が1,024円でした。こちらを令和5年度は30円引き上げまして、1,054円となっております。資格を持っていない補助員なのですが、こちらは令和4年の時が1,001円、令和5年度は29円引き上げまして、1,030円となっております。支援員の資格ですが、保育士や教諭の資格などがありまして、そちらのほうで支援員になるために講習を受けるかたちになります。

○福田委員 教師や保育士の講習を受けて、主婦や子育て終わった方が支援員というかたちで働いているということですね。

○野中保育課長 議員のお見込みのとおりでございます。

○鈴木委員 もう少し細かく質問します。保育士、教員免許を持っている人は、研修を受けなくても支援員になれますか。

○野中保育課長 支援員にはなれるのですが、研修を受けることで、支援員としての給与が上がるかたちです。最初は、補助員で入っていただいて、研修を受けることで、その支援員としての給与を受けられるようなかたちです。その研修のほう保育士や幼稚園教諭などを持っている場合には、研修のメニューが少ないということがございます。

○鈴木委員 一般的に免許を持っていない人の話をすると、免許を持っていない人は補助員としてある一定の時間数を経験しないと支援員にはなれないんですね。そうすると、教員免許又は保育士免許を持っている人は最初からもらえるのではなくて、現場で一定の時間の経験をしてからでないと支援員の講習を受けることができないという理解でよろしいですか。

○野中保育課長 そのとおりでございます。

○矢口委員長 ほかにございますか。

○勝田委員 今土浦市のホームページ見ましたら、時給1030円で募集してるようなんですけど、これは今回の議会の報告後に上げるということですか。

○野中保育課長 令和5年度は、時給は1030円で統一しております。

○勝田委員 いつからでしたでしょうか。

○野中保育課長 昨年度に3%を引き上げるための措置を実施しまして、単価のほうは、補助員の方は1,001円から1,030円に上げておりまして、令和5年度も条例等を改正しまして、こちらの1,030円で募集しております。

○勝田委員 1,024円から30円上げて、1,054円だという話がありましたよね。時給は1,030円の募集は変わりませんよということですか。

○野中保育課長 児童クラブの方につきましては、時給が二つありまして、先ほど福田議員のほうにも御説明したのですが、支援員で資格を持っている方の単価が時給で1,054円で、資格を持ってない補助員については1,030円です。今回、市のほうで募集しているのは、補助員の方の1,030円の部分でございます。

○勝田委員 もう一つ。神立小学校の場合で聞きたいのですが、校舎の体育館の隣にプレハブがあって、そこに放課後児童クラブがあると思いますが、それとは別になりますか。

○野中保育課長 今議員がおっしゃるとおり、こちらのプレハブが児童クラブの支援員等が勤務しているところでございます。

○勝田委員 土浦市は民間に委託していますよね。神立小しか聞いてないのですが、民間に委託されていると思います。その中で、働かれている方の給与をこのように委託先と調整といいますか、話し合っていて決めているという理解でよろしいですか。

○野中保育課長 神立小学校につきましては、今年度は明日葉という会社に民間委託しております。こちらの賃金につきましては、民間委託する時に市の直営の職員では賃金も決まっているのですが、それを下回らないようにという条件を加えておりまして、明日葉のほうには直営の職員よりも上乘せした金額で給与は払われていると思います。

○勝田委員 そうしますと、今回のこの補助によって明日葉さんのほうで雇われて働かれている方も給与に反映するであろうという認識でいいのですか。

○野中保育課長 こちらの今回の補助金は令和4年度の実績でもらいすぎたので返還するということですが、令和4年度はアンフィニという会社に神田小学校で委託していたのですが、賃金の引上げは行っております。それを引き継ぐかたちで、明日葉のほうでも賃金のほうを踏襲してと思っています。

○根本委員 戻ってしまうかもしれないのですが、資格を持っていない方の補助員としての研修なんですけども、大体どのくらいの期間、時間を受けることになるのでしょうか。

○野中課長 こちらの研修は約1か月で、今年度はオンラインで受講するかたちです。年に4回ぐらいあったと思いますが、先ほど鈴木議員からもありましたように、この補助員の方は勤務時間の制限がありまして、ある程度の勤務時間がないとその研修は受けられないような状況でございます。

○矢口委員長 ほかにございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 つぎに、その他に入ります。まず、認定こども園土浦幼稚園の整備について執行部より説明願います。

○菊田こども政策課長 資料の⑤をお願いいたします。認定こども園土浦幼稚園の整備についてでございます。1番の工事の状況ですが、園舎の改修事業につきましては、概ね完了しまして、今月末に引渡しとなる予定でございます。そして、2番の開園までのスケジュールにつきましては、9月上旬に物品の納入、9月21日から24日にかけて内覧会を行います。21日は市の執行部、22日の午前中に市議会議員、予算決算委員会現地視察を兼ねます。8月25日金曜日に既にメールで御案内をさせていただいております。22日の午後には教育委員など、24日には開園式を行いまして、終了後に保護者等への内覧会といたします。25日からは引越し作業を行って、9月

30日の土曜日は最終の引越しを行うこととして、東崎保育所を臨時の休所とします。そして、10月2日月曜日からは新園舎で通常保育を実施いたします。下の囲みの中でございますが、開園式の詳細でございます。9月24日日曜日の10時から10時30分を予定しております。認定こども園土浦幼稚園2階のホールで、来賓や次第につきましては、記載のとおりです。次のページをお願いいたします。次のページに認定こども園の施設の状況につきまして、写真等を掲載させていただいております。

**○野中保育課長** 資料⑤の2ページを御覧いただければと思います。(3)の1号認定児童の募集についてを御覧ください。令和5年10月に公立の認定こども園土浦幼稚園を開設しますが、1号認定児童幼稚園機能部分の利用につきましては、令和6年度から開始するに当たり、広報土浦9月上旬号や市のホームページ等に以下の記事を掲載し、募集を開始するものでございます。なお、私立の幼稚園や認定こども園についても、9月上旬から募集を開始する予定です。①の入園は令和6年の4月から、②の対象は市内在住の3歳から5歳児、3の募集人数は3歳児が13名程度、4歳児も13名程度、5歳児は14名程度。定員を超えた場合は、抽選となります。4番の申込書類の配布につきましては、令和5年9月15日からホームページ又は保育課のほうで配布いたします。⑤の申込受付期間は令和5年11月1日から10日まで、9時30分から16時までで、土日祝日の方を除きます。6番の⑥の申込受付場所は土浦幼稚園、⑦のその他としまして後日健康診断及び面談を行い、入園を決定いたします。健康診断の結果によりまして、再度面談を行う場合があります。最後になりますが、2号、3号認定児童、こちらは保育所機能部部分になりますが、そちらの新規入園の申込みにつきましては、広報つちうらの11月上旬号により掲載する予定でございます。

**○矢口委員長** この件について質問等ございますか。

**○鈴木委員** 今の園児の人数と報酬については分かりました。職員の配置について教えて欲しいんですけど、0歳児から5歳児までの職員の配置、また、子育て支援センター部分の職員が何人ぐらいずつ予定されているのでしょうか。

**○野中保育課長** まず、令和5年の10月からは今の東崎保育所の職員がそのまま土浦幼稚園に行くようなかたちになります。令和6年の4月から、こちらの教育機能部分が新規、また、0歳児が始まりますので、0歳児の職員の方、こちらの教育の部分の職員が当然増員にはなるのですが、後程御報告させていただければと思います。

**○鈴木委員** 開園して当初は東崎のメンバーということは分かるのですが、大切なのは4月以降のところなので、職員の配置がとても大切になってくると思うので、子育て支援センターを含めて十分な配置をお願いしたいと思います。

○野中保育課長 おっしゃるとおり、令和6年4月から新規で幼稚園部門なども増員されることから、応募状況にもよりますが、人数などは余裕が持てるようなかたちで職員配置をお願いするように、人事課と交渉したいと思っています。

○矢口委員長 ほかにございますか。  
(「なし」という声あり)

○矢口委員長 つづきまして、霞ヶ岡保育所民間活力導入事業の選考結果について、執行部より説明願います。

○菊田こども政策課長 資料の⑥-1をお願いいたします。霞ヶ岡保育所民間活力導入事業の選考結果についてでございます。1番の選考結果につきましては、応募事業者数は5事業者でして、内訳としましては市内が2事業者、市外が3事業者でございます。選考委員につきましては、学識経験者3名でございます。選考日は令和5年8月21日月曜日に行いまして、選考の方法は申請書類の審査及びヒアリング審査を実施しまして、基準点の180点。これは、全体合計で300点ですけれども、その6割の点数です。これを上回って、かつ、最も評価の高かった事業者を移管先候補事業者として選考しました。移管先事業者の提案内容と主な選考理由ですが、選考された事業者は社会福祉法人祥風会です。移管の方法は、近傍地の千鳥ヶ丘に新施設を建設するという計画でございます。採点は、300点満点中224点。主な選考理由は、法人の規模や経営状況が良好であり、過去において公立の桜川保育所の移管実績があり、保育の運営面でも実績があること。移行する際に児童や保護者に不安がないよう保護者に寄り添い、話合いに時間をかけて丁寧な運営を行うとしておりまして、桜川保育園においても実績があること、現在の施設に近い場所で、より広い敷地に施設を整備する計画があることなどでございます。2番目の今後のスケジュール予定でございますが、8月下旬に議会への報告、法人への通知、ホームページでの公表、10月には3者懇談会、保護者と事業者と市の3者懇談会、12月には協定書の締結、令和6年の10月に2回目の3者懇談会、令和7年1月には事業者による保護者説明会、引継保育などを経まして、令和7年4月からは移管先事業者による開始となります。資料の⑥-2をお願いいたします。こちら整備予定地の図面でございますけれども、まず左下の霞ヶ岡保育所現在の施設、そこから直線距離で大体160m程度のこの点線の丸で囲った辺りが整備予定地でございます。その整備予定地は、約4,000平米の敷地、ここに新設という計画でございます。

○矢口委員長 ただ今の件について質問等ございますか。

○鈴木委員 新しい場所に整備予定ということなんですが、大体いつ頃開園できるようなスケジュールで進むというのは分かりますか。

○菊田こども政策課長 令和7年4月から移管ということで、それを条件としておりますので、この令和7年4月までには建設が終わって、そこで開園するという予定で考えております。

○鈴木委員 そうすると、霞ヶ岡保育所の現在の部分は使わないということで、今度公共用地跡地利用の計画に入っていくと思うのですが、霞ヶ岡保育所を建てるに当たって、国の補助金などを全部償還できているのか。その辺はいかがでしょうか。

○菊田こども政策課長 補助金につきまして、償還期間は確か47年程度だったと思いますので、まだ43年なので、残っている状況でございます。

○鈴木委員 そうすると、その後に跡地を利用するに当たっては、その残りの4年を経過しないと難しいんですか。

○菊田こども政策課長 もしそれを4年経過せずに売却や処分をする場合には、その補助金の返還が必要になってくることになりますので、その補助金の返還をしないと考える場合には、47年を経過した後とどちらがよろしいか、これから比較検討することになると思います。

○鈴木議員 霞ヶ岡保育所の場所は道路も狭いので、行政財産から普通財産に移管して売却をすることになって、なかなか条件が厳しいとは思いますが、ただ、あの辺の道路が広がる可能性も大分薄いような感じを受けますので、跡地利用に関してはじっくりと取り組んでいって欲しいということで、よろしく願いいたします。

○矢口委員長 ほかにございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 つぎに、市内教育保育施設の送迎用バス安全装置設置状況について執行部より説明願います。

○野中保育課長 6月議会で補正予算を計上させていただきました保育所等での送迎用バス安全装置の設置状況につきまして、御報告させていただきます。それでは、資料⑦の市内教育保育施設の送迎用バス安全装置設置状況、令和5年の8月21日現在についてを御覧いただければと思います。こちらにつきましては令和4年9月の静岡県の認定こども園で発生した送迎バスの置き去り事故を受け、保育所等で使用している送迎バスに安全装置の設置が義務付けられ、現在の市内施設の安全装置の設置状況につきましてはこちらの上段の表の記載のとおりでございます。下段の表になりますが、こちらを御覧いただきまして、右側の列になりますが、市全体の設置対象の18施設、38台のうち、現在15施設、33台が設置済みで、設置率は86.8%でございます。また、3施設、5台の方が未設置となっております。これらの施設に確認したところ、全施設で既に業者に設置を依頼しており、品物が入荷次第設置することになってございます。8月中には全ての施設で設置が完了する予定でございます。安全装置が設置されるまでの期間におきましては、子供が降車した後の社内の確認を

怠ることがないよう、所在確認を行ったことを記録するチェックリストを備え、安全マニュアルのとおり確認することを指導しております。また、安全装置を設置した後もバス降車時の子供の所在確認は義務付けられていますことから、引き続き、確認の徹底を図ってまいります。

○矢口委員長 この件につきまして委員の皆さんから。

○福田委員 現場で大変御苦労されてると思いますが、安全装置が設置されて、保育士さんやドライバーの皆さんの何か感想などはありますか。

○野中保育課長 私のほうでこちらの調査をかける時に、設置の状況を確認したのですが、感想までは確認しておりません。感想も聞きまして、後程御報告させていただければと思います。

○矢口委員長 この件に関しては以前の委員会でお話したとおり、私たち委員会で視察をさせていただくことになっておりまして、後程事務局から具体的な日程等の報告があると思いますが、見に行った時に現場の声も直接伺いたいと思っております。ほかにございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 以上で提出された資料の説明は終了です。このほかに関して執行部から何かございますか。

(「ございません」という声あり)

○矢口委員長 委員の皆さんからはございますか。

○福田委員 土浦市内の産婦人科が何か所か減っていますが、今現状お産ができる所は何箇所あるか分かりますか。

○平井こども未来部長 健康増進課にも確認をさせていただきまして、後日委員会のほうで報告させていただきます。

○矢口委員長 以上でこども未来部の案件は、終了といたします。執行部の皆様ありがとうございました。入替えをお願いいたします。

(午前10時38分休憩)

(午前10時42分再開)

○矢口委員長 再開をいたします。教育委員会の案件について協議を行います。資料は、文教厚生委員会、令和5年、8月28日開催、教育委員会をお願いいたします。それでは、議案会議案関係に入ります。まず、土浦市博物館条例の一部改正について執行部より説明願います。

○木塚博物館副館長 土浦市博物館条例の一部改正について御説明いたします。資料①-1をお願いいたします。博物館及び上高津貝塚ふるさと歴史の広場の入館料を改めるため、土浦市博物館条例の一部を改正するものです。改正の理由ですが、令和6年1月の博物館の再開館に伴い、両館ともに開館以来据え置いていた料金の見直しを

行いました。周辺の類似施設との均衡も鑑みた結果、(1)一般の入館料を2の改正の内容にございますとおり、博物館は105円から200円に、上高津貝塚は150円に改めます。また、児童生徒の入館料は無料に改め、子供たちにとって博物館をより親しみやすい存在にいたします。このほか団体料金が適用される条件を明記し、法改正に伴う文言及び字句の修正を行いました。施行日は、令和6年1月1日を予定しております。詳細については、別添の資料①-②に条例案、また、新旧対照表が資料①-③にございますので御参照願います。

○矢口委員長 この件につきまして委員の皆さんから質問、意見等ございますか。  
(「なし」という声あり)

○矢口委員長 つぎに、学校給食費の無償化に伴う補正予算(案)について執行部より説明願います。

○小池学校給食センター所長 サイドボックス資料の②-1をお願いいたします。学校給食費の無償化に伴う補正予算案について説明いたします。事業は、学校給食センター管理運営事業でございます。1の補正の理由でございます。子育て世帯を支援し、経済的負担の軽減を図るため、土浦市立の小学校、中学校及び義務教育学校へ通う児童生徒の学校給食費について、令和5年10月分から令和6年3月分までを無償とすることとし、それに伴いまして歳入の学校給食費収入を減額補正するものでございます。2の補正予算額でございます。22款、5項、1目雑入、1節学校給食費の現年度分を2億4,562万円減額補正するものでございます。なお、財源更正のため、歳出予算の補正はございません。以上が補正予算案の説明となりますが、学校給食費の無償化についてももう少し詳しく説明させていただきますので、資料の②-2の学校給食費の無償化についてをお願いいたします。1の無償化の理由についてでございますが、先ほど補正の理由でも述べさせていただきましたが、子育て世帯の支援として昨今の物価高騰などによる経済的負担の軽減を図るため、土浦市立の小中学校及び義務教育学校全23校へ通う児童生徒の学校給食費を令和5年10月分から令和6年3月分までの6か月間無償とするものでございます。2の無償化の概要でございます。(1)無償化に要する費用としましては、2億4,562万円でございます。歳入を減額いたします(2)無償化の対象としましては、義務教育学校を含む土浦市立の小中学校へ通う児童生徒となります。(3)対象者数としましては、小学生、中学生合わせて約9,400人となります。(4)無償化に伴う1人当たりの負担軽減額としましては6か月分で、小学生で2万5,200円、中学生で2万8,200円の負担軽減となります。10月から実施する理由でございますが、国では6月にこども未来戦略方針を決定し、その中で無償化の実現に向けて実態調査を速やかに行い、その上で具体的方策を検討するとし、国としての取組が示されたことから、市としても現在の物価高騰により負担が増大している子育て世帯を支援するため、早急に学校給食費

の無償化を実施することとしたものでございます。4の今後の予定としましては、学校給食費の無償化は、本来は国において実施すべきものであり、現在国も課題整理を行っているところです。このことから、国による対策が講じられるまでの間の暫定的な措置として、今回市として支援を行うこととしたものでございます。次年度以降につきましては、国の動向にも注視しながら検討してまいります。次のページ、5として他市の実施状況を記載してございます。小中学生ともに完全実施しているのが6市町、中学生のみ実施しているのが1市、実施期間を限定して実施しているのが予定も含めて6市町となっております。

○**矢口委員長** ただ今の件につきまして、委員の皆様から意見、質問等を受けたいと思います。

○**福田委員** 今回の処置は保護者にとっては大変な朗報です。また、来年3月以降の国としての対応なんですけれども、まだ国としては具体的な対応はなされていないわけですね。

○**小池学校給食センター所長** 国が今公表しているのが学校給食費の無償化の実現に向けてということで、学校給食費の無償化を実施する自治体における取組実態や成果課題の調査を全国ベースで実態調査を行い、1年以内にその結果を公表するというようなかたちになってございます。その上で、具体的な方策を検討するというのが現在国のほうで発表されていることも未来戦略方針というものの中に書いてあるんですけど、現在の具体的な国の動きとしては、この実態調査をして1年以内に公表するということが言われています。

○**勝田委員** 非常に大きな決断だというふうを受けとめます。次の参考資料5番の中に、完全無償化を実施している6自治体は期間限定というのがあるわけなんですけども、土浦市の今回のこの内容を見ますと、完全無償化ではなくて期間限定という理解でよろしいですか。

○**小池学校給食センター所長** そのとおりでございます。今回はあくまで6か月間の期間限定で実施するというものでございます。

○**勝田委員** 福田委員が国の動向はどうでしょうかということをお尋ねになったということは、予算措置が非常に重要になってくると思うので、多分お尋ねになられたと思うんです。4月以降、もし国の措置が得られないとなった場合も、生活状況が変わらないのであれば、完全無償化のようにやり続ける覚悟はないということですか。

○**入野教育長** 仮定のお話なので、御答弁はちょっと明確にはできないということを前提としてお話をさせていただきます。御存知のとおり景気の状態、あるいは予算の状況も定かでないところで、私どもも責任ある立場ですので、市民に誤解を与えるようなお答えは控えさせていただきたいと思います。そういう前提で改めてお答えを申

申し上げますと、先ほどセンター長がお話したその理由は、まず、私も感覚としてお答えをさせていただきますが、この物価高騰の中で国がああいった検討をしておりますが、いろいろ課題があるのでしょうか。私どもとしても、まず、心情的には恒久的に、半永久的にこれはやっていきたい。再三これまでの市議会で御答弁をさせていただきましたが、食生活が非常に乱れて、これが学力、あるいは生徒指導、様々な成長に大きく気にするという事は、識者の間でも御案内のとおりであります。ですから、私も答弁の中でお答えをさせていただきました。家庭の状況にもよりますが、もう食生活そのものが食育ということで、学校教育の中でもしっかりといろんな給食時間も含めて、地産地消も含めて、従来と変わってまいりました。ですから、まず、この食育について家庭教育に委ねるだけではなくて、学校教育の中、あるいは家庭に対するモデル的な存在ということで、しっかりと対応するべきだなという考え方の下、これも答弁の中でお話ししましたが、財源の確保、委員のおっしゃるとおりです。財源の確保がまずは唯一のといえますか、大きな課題であります。今回は財政当局と協議をしまして、何とか半年間だけ補正予算で見込みが立ったという前提ではありますが、繰り返しになりますが、次年度以降も引き続き、物価高騰だけではなくて、まず必要性として、市としては対応することが適切なのかなというふうに思っております。非常に比較の問題ですけれども、ほかの市町村に出遅れ感はありますけれども、私どもとしては財源確保が非常に大きな市でありますので、子供たちもたくさんいるということで大きな予算が必要だということで、それが踏み切れなかったということが正直な状況でございます。本来は当初予算でしっかりと議会でも審議をしていただいていたという予定でありましたが、こんな状況で補正予算でと。次年度以降については、これは委員からもありましたように、大きな億単位の予算であります。ですから、国の支援をいただかないと、恒久的には難しいと思っております。国の状況にかかわらず、市の単独予算で仮にとという話になって、必要性としては私どもとしては、市議会、あるいは予算編成に当たって市の内部でも十二分に検討して、この委員会でも、市議会でも審議をしていただいた上での方向性になるのかなと。現時点では、その後も財政状況等が許せば、恒久的に引き続き措置していくことが適切と考えております。

○勝田委員 教育長のそのお気持ちというのが、私も全くそのとおりだと思います。ただ、教育長の今の御答弁というかお話を聞くにつれて、経済の問題だけではない、もう既に家庭環境が非常に変わってしまっているということへの措置ということもあるということであれば、来年の4月以降、急激に家庭環境が良くなるということはどう考えても考えられませんから、一步踏み出した以上は最後までやるしかないと思います。そこは本当に覚悟を持ってやっていただきたいというのを議員の立場として申し上げたいです。やらないのであれば、やらないほうがいいです。やるのであ

れば、4月以降も是非やっていただく。そこまでの覚悟を持って是非やっていただきたいし、そうやっていただきたいというふうに思います。これは、意見です。

○入野教育長 委員のお話はよく分かりました。私もそのように考えております。繰り返しになりますが、大きな予算ということで、たとえ単独予算で対応をしようとする場合、市議会にしっかりと議論をしていただきたいとしますので、補正予算で今回の議会にかけますけれども、議会軽視みたいなかたちで、この大きなプロジェクトというのは政策を進めるわけにはいかないということで思いはありますけれども、今年度限りということで、財政的な裏付けがあったということをお話の前提にお話を。心情的には委員と私も同様でありますので、そのような方向で今後検討を進めさせていただきたいとしたいと思います。

○吉田(千)委員 本当に大英断を下していただいたなと思います。しかもこんなに早く予算編成、とても苦労されたんだろうというふうに推測するところがございます。本当に物価高騰という中で、特に小学校、中学校のお子さん抱えながら、また、その下にもいらっしゃる。また、その上にもいらっしゃるという御家庭もございまして、大変このことは喜ばれることだなというふうに思います。そして、既に無償化になっているお子さん達もいるわけがございます。そうしたお子さんたち、これは推測に過ぎませんが、そういった状況を知ってらっしゃる、自分はまたちょっと違うという状況を多分お子さんなりに感じている部分があるのかなと私は思うところがございます。そうしたことがこのことによって、全ての子供たちが同じように、大事な給食をともにすることができる状況になったことをとても有り難く、うれしく思うところがございます。そして、今本当にこの予算というところが大きな予算ですので、今回はこの来年の3月までということがございます。しかしながら、私もやはり様々なそうした今述べたことを考えますと、本当に恒久的に何とかそうした状況ができないものと、皆で力を合わせてそういう方向にいていただけるように、これは意見、要望でございますが、是非ともそういう方向で取り組んでいただきたく存じます。また、前回もお話をさせていただきましたが、学校給食、皆さん給食センターの方が本当に栄養価等様々なことを考えてやっていてくださっています。引き続き、そうしたところをしっかりと踏まえていただきまして、是非ともよろしくお願いをしたいと存じます。

○矢口委員長 私のほうから1点、公平性の観点から質問させていただきたいとしたいと思います。これだけ多くの財源を使ってやるということなので、公平性の観点は必ず持っていなければいけないと考えております。小学生ですと、2万5,200円、中学生ですと2万8,200円、今年度予算を使うということで、全ての小中学生とは限らないわけですね。市内に住んでいて、私立の中学校、県立の小中一貫校に通う、絶

対的には少ないかもしれませんが、そういった子供達には今回の恩恵が受けられないということになってくるので、当然こういった意見に対して執行部はどういうふうに答えるのかということは考えておかなければいけないと思います。また、特に今回は年度途中で急きょ始まるということで、受けられない前提で進学先を選んだ子供たち、元々これがある、ないことによって、もしかすると、こんなはずじゃなかったという意見も出てくる可能性もあると思うので、そういった意見に対してどのようにお答えするのかお伺いしたいと思います。

○小池学校給食センター所長 学校給食につきましては、学校給食法の中で義務教育学校の設置者が実施するというようなことになってございます。ですので、学校を提供する学校給食についての費用をどうするかというのは、その設置者の判断ということになってございまして。今回その無償化に当たっては、設置者として出す給食費について無償化にしますよという整理をしております。ですので、本来国がやるべきというところにつながっていくんですけど、設置者が無償化するかというのは判断になるので、例えば県立学校であれば、それは県の責務というか役目であると。私立であれば、私立の学校の設置者のほうで検討すべきです。そうすると、バランスがこう悪くなってしまうので、それを一律にやってもらうには国がやらないと駄目なんだよというところにつながっていくんですけど、今回についてはあくまで学校給食法に言われている学校給食は学校の設置者がやるという立場で無償化を実施しているということでございます。

○入野教育長 法令上は今申し上げたとおり、設置者の権限といいますか、責務だという整理がされておりますので、私どもが設置している土浦市立の小中学校、義務教育学校だけへの対象ということで、逆に言えば、例えば土浦一高附属中の学校給食の無償化等々については県のほうで判断をする責務があると。ちょっと細かい話ですけど、私どもがそこでももちろん協議をすればいいんでしょうけども、越権行為的にうちがやるからやってくださいとか、うちはやるぞとか、あるいはそれは私立学校に対しても設置者に対してそういうことになるのかなというふうにならざるが、余談であります。不登校の子供たち、また、給食を通常の給食をとれない子供たちは、同じ土浦市民であってもそういった課題はございます。委員長から先ほどそういった質問に対してどう対応する考えなのかというお答えなのですが、既に仮の話で私が県のほうに行って、是非こういった時代だから、県の財政力をもってすれば、今の状況を考えればそういったことが可能だから、私どもも財源確保を前提に検討しているので、同歩調でやっていただきたいなということで、そういう要請といいますか、要望はさせていただいたところであります。私立のほうについては、私学の独自性としていろんな子供たち

への負担といたしますか、学費等もあると思いますので、それはまだやっておりませんが、機会を捉えてもしそういった雰囲気があれば、そういった私どもの土浦市の考え方、法令的なことも含めて協議といたしますか、どちらかというところと食育の大切さということで、そういったことはお伝えをしたいなと思っております。

○矢口委員長 ありがとうございます。いずれにせよ、こういった意見が出た時の説明を今後も十分にさせていただくようお願いをしたいと思います。ほかにございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 ここで暫時休憩いたします。

(午後0時休憩)

(午後1時再開)

○矢口委員長 再開いたします。部活動改革推進事業の補正予算(案)について、執行部より御説明願います。

○田上指導課長 資料の③をお願いいたします。部活動改革推進事業の補正予算案について、事業名は、部活動改革推進事業でございます。1番補正の理由です。中学校等の部活動地域移行は、令和5年度10月より、国委託による実証事業として開始をいたします。四つの部活動先行実施し、地域クラブ事務局の運営を行い、実証事業を通して適正な受益者負担額等について検証の上、休日部活動地域移行の本格実施に向けた準備を進めておりますが、学校及び保護者から先行実施の部活動のみ受益者負担が発生することに不公平との意見も多いことを重視し、当面は受益者負担相当分を運営団体に補助金を充てて実施することとなったことから、増額補正を行うものでございます。2番補正予算額でございますが、今回の補正額は、698万9,000円でございます。この金額は、10月から来年3月まで半年間の地域クラブに参加をする子供達の会費及び保険料の合算をした金額でございます。こちらが受益者負担額となるものでございます。ここで、土浦市の地域移行の考え方及び実証事業について少々時間をいただきまして、御説明をさせていただきます。資料の③-2を御覧ください。土浦市の部活動の地域クラブ活動への移行について説明をさせていただきます。部活動の地域移行が検討されるに至った経緯としましては、少子化に伴い学校部活動をめぐる状況について、特に持続可能性という点で厳しくなっている現状が挙げられます。また、少子化による部員数の低下や社会変化に伴い、多様化してきているニーズなどに応える必要性が生じるなど、新たな課題が増えたことも背景となっております。あわせて、教員の長時間労働の一つの要因に、競技経験のない教師が顧問とならざるを得ない状況や休日を含めた指導、大会引率等の業務に従事しなければならない点が負担となる場合があることも課題となっております。そこで、部活動改革について、令和3年度にスポーツ庁及び文化庁からその具体的な方向性が示され、令和5年度から令和

7年度の3年間を改革推進期間としつつ、全国自治体の様々な実態に考慮し、令和8年度以降も視野に入れた改革を推進していくことになりました。また、部活動の地域移行については、地域の実情等も考慮することが求められており、土浦市は部活動が盛んに行われてきた歴史を持つことから、部活動の良さを維持しつつ、地域クラブ活動への移行後もその良さを継承、発展することで、地域学校行政がオール土浦として一体となって子供たちのスポーツ、文化芸術活動への参加を奨励し、新たな価値を持つ持続可能な部活動及び地域クラブ活動を創出していきたいと考えております。2ページを御覧ください。本市の部活動の現状について説明をいたしますと、本年5月に調査をしました部活動の加入状況を見ると、市内全体で123の部活動に合計2,750人の生徒が加入をしております。この数は、全生徒数の87%に当たり、自主的な参加として掲げられている部活動としては、他市町村と比較しても参加している生徒は非常に高い割合となっております。一方で、土浦市の中学校の生徒数は年々減少してきており、令和10年には30年前のおよそ3分の2となることが予想されます。実際に市内各学校の部活動においても運営上、生徒数の減少に伴い支障をきたしていたり、外部との連携を図ったりしている部活動が多く見られるようになってきました。3ページを御覧ください。部活動の地域移行においては、資料に示すようなメリットとデメリットが考えられます。メリットですが、例えば拠点校方式で複数の学校で活動するような形であれば、人数の安定的な確保が可能になり、活動内容の質も高められるといった地域移行の背景にある大きな課題の解決策になり得る一方で、運営に必要な経費や別途必要となる保険への加入など、受益者である生徒や保護者に新たな負担が増えることなどのデメリットも考えられます。このようなメリット、デメリットを踏まえ、本市では本年度国の委託事業を受託し、段階的で持続可能な移行として実証検証をしていくことにいたしました。また、今後少なくとも3年間程度の実証期間を設けることで、地域の皆様や地域企業等の御理解、御協力を得ながら土浦市全体で地域クラブ活動を支える機運を醸成していきたいと考えております。4ページを御覧ください。本市では、土浦市地域クラブ活動のイメージ図にあるように、地域クラブ活動の体制を構築するに当たり、具体的には今後の推移も含め、部活動の人数に応じて複数校で活動する拠点校方式を取り入れ、一番の受益者である参加したい子供たちが十分に質の高い活動ができる環境を確保したいと考えています。その上で、指導者としましては、事務局となる任意団体が人材バンクの機能も果たしながら、兼職、兼業を希望する教員や、現在、部活動指導員として本市の部活動に関わってくださっている方々などを中心に競技の指導力は元より、子供の成長を支えられる適切な指導者を複数名派遣し、より質の高い指導体制となるよう整備をしてまいります。このような体制にすることで、当面の間は併存することになる学校部活動とも連動した活動と

なるよう配慮することも可能となります。また、拠点校の組み方については隣接する学校を基本とし、地域クラブ活動においては、自転車での移動も可能にすることで会場への移動の負担をなるべく軽減できるようにするとともに、拠点校を適切に配置することで、学校施設を利用しながら活動場所を十分に確保できるように配慮していく予定でございます。将来的には事務局が大会や練習試合を運営したり、有名選手等を招いた各種イベント等を企画したりするなどしながら、スポーツ、文化芸術活動の普及や生涯にわたるスポーツ文化芸術活動への取組につながっていくことも期待しているところでございます。5ページを御覧ください。この地域移行を実現していくため、今後はこちらにお示しをしましたロードマップのように改革を推進していく予定でございます。国や県の目標に合わせて、本市においても令和8年度から全ての部活動において休日の部活動を地域クラブでの活動に移行することを目指し、今年度10月から一部の種目において実証事業を開始いたします。次年度以降、年間を通じた検証を重ね、様々な課題を改善していきたいと考えております。6ページを御覧ください。今年度の実証事業の対象となる部活動は、こちらにお示しをしました四つの部活動でございます。対象部活動の選定においては様々な御意見があるところですが、現状として部員数の減少で安定した運営に支障をきたしている競技の部が存在することや、実証事業として多くの課題を検証する必要がある、その目的に見合った規模感として、この四つの部活動が適していると考え、委託事業の総事業費も考慮の上、この4種目から実証をスタートすることといたしました。7ページを御覧ください。具体的な地域クラブ活動については、活動は原則として土曜日又は日曜日のいずれか1日、3時間程度となります。現在、土曜日又は日曜日に行っている学校部活動の部分がそっくり地域クラブ活動に移行するイメージです。活動主体が学校ではなく地域クラブとなることから、別途保険に加入することが必要になったりと、そういった点については、今後の検討課題として捉えております。少なくとも実証期間とする向こう3年間は、市としても受益者の負担となる活動費や保険加入費等の軽減策を講じていく必要があると考えています。活動場所については、拠点となる学校において複数の学校の生徒が活動することとなります。例えばA中学校とB中学校を組み合わせA中学校を拠点校として活動する場合、B中学校の生徒は休日は拠点であるA中学校に移動して地域クラブ活動を行います。平日は在籍するB中学校でこれまでどおり学校部活動を行うこととなります。B中学校の生徒は休日は自転車でA中学校への移動も可能にする予定であり、先に説明した保険も地域クラブ活動への移動も対象となるものと考えております。つぎに、大会等への参加は平日の学校部活動が併存しているかたちになるため、当面は各学校単位が基本となります。ただし、部の実情において既に合同チームを編成している場合は、そのチームでの参加も可能となります。また、

指導者については兼職、兼業を希望する教員や部活動指導員を中心に、適切な指導者を複数名配置する予定です。学校部活動とも連動できるよう配慮することで、学校部活動と同等以上の活動の質を確保できると考えております。最後に、8ページをお願いいたします。今後の実証事業開始までのスケジュールでございます。関係者への意向調査を基に具体的な活動計画等を検討した上で、実際の参加申込みや指導者の募集を9月に行い、10月からのスタートに向けて準備を進めてまいります。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして委員の皆様から御意見、御質問等ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 ないようですので、私のほうから一つだけお伺いしたいのですが、今回のこの議案の範ちゅうではないのですが、芸術系や科学系などのいわゆる文化部と呼ばれる部活動もそれなりにあるわけですが、これは含まれるのかどうか。

○田上指導課長 ただ今御質問いただきました文化系の部活動の参加につきましては、今年度は4競技運動部で実証事業を開始いたしますが、この地域クラブは全ての部活を考えておりますので、文化部である吹奏楽部を始めとする吹奏楽、美術部、科学部などの部活動も今後どのようなかたちで地域クラブに移行していくかを検証しながら進めていく予定でございます。

○矢口委員長 特に吹奏楽みたいに編成人数を要するものについて、現実的に今後難しくなっていくということで、含まれてしかるべきだなと私も思いました。ありがとうございます。ほかにはないですか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 つづきまして、外国語指導事業の補正予算(案)について執行部より説明願います。

○田上指導課長 資料の4をお願いいたします。令和5年度外国語指導事業に係る補正予算の案でございます。本事業は、外国語指導事業と言います。1番に概要がございます。外国語指導助手以下ALTと称しますが、市内の小中学校、義務教育学校へ配置をし、外国語教育を推進するものでございます。業務の実施に当たっては、児童生徒が目的、場面、状況に応じて相手とコミュニケーションができる能力の育成が強く求められており、実際に児童生徒がALTとコミュニケーションを体験する事業が必須となっていることから、事業の継続を予定しているものでございます。2番の補正の理由でございます。本事業については、令和6年度から令和8年度にかけての長期継続契約を予定しておりまして、令和6年4月当初より円滑に業務を開始するに当たり債務負担行為を設定し、令和5年度中にプロポーザル方式による業者選定を実施する必要があるため、補正を行うものでございます。3番補正予算額でございますが、今回のこの債務負担行為補正といたしまして2億6,254万8,000円を計上さ

せていただいております。この経費は3年間の経費の合計でございます。内訳となっておりますように、6年度、7年度、8年度、ALT1人当たり442万円の経費が掛かると想定をして、合計18名分の人数で算出をしているものでございます。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして委員の皆さんからの質問等ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 つづきまして、都和南小学校校舎校舎棟及び屋内運動場等長寿命化改良建築主体工事について、執行部より説明願います。

○塚本教育総務課長 資料は、サイドブックス、資料5-1をお願いいたします。1ページ目をお願いいたします。都和南小学校校舎棟及び屋内運動場棟長寿命化改良建築主体工事についてでございます。6月の東小学校屋内運動場棟長寿命化改良工事に引き続き、本年度2例目となります。本案件は、契約金額が1億5000万円を超えることから、地方自治法の規定により9月議会に議案として上程するものでございます。なお、本工事につきましては、建築主体工事、この後の機械設備工事及び議会案件ではございませんが、電気設備工事の三つの工事に分けて実施をいたします。はじめに、長寿命化改良工事につきまして簡単に説明をさせていただきます。長寿命化改良工事とは、単に不具合を直し原状回復する大規模改修ではなく、建物の機能や性能を現在の学校が求められている水準まで引き上げるために、建物全体を改修するとともに機能向上を目的とする改修でございます。本市においては、築30年以上経過している学校施設は76%に上っており、今後一斉に改築を迎えた際は、財政面で大きな負担が掛かることが考えられたため、学校施設の長寿命化を図り、施設整備のコストを総合的に抑えながら、安心安全で持続的な教育環境を確保していくことを目的に土浦市学校施設長寿命化計画を令和3年3月に策定し、本計画に基づき、順次長寿命化改良工事を実施していくこととしております。それでは、資料に基づきまして御説明をさせていただきます。1番の工事名称及び2番の工事場所につきましては、記載のとおりでございます。3番の工期でございますが、議会の議決を経た日の翌日から令和6年度末の令和7年3月15日までを予定しております。4番契約金額は税込み10億705万円、5番契約予定相手方は株式会社山本工務店と㈱折本興業による特定建設工事共同企業体で、代表構成員は株式会社山本工務店でございます。6番の契約方法でございますが、8月8日に一般競争入札にて行われ、8月9日に仮契約を締結しております。本契約につきましては、議会の承認後締結となります。7番建物の概要でございますが、この度工事を行う現在の建物となります校舎棟屋内運動場棟及びその間の渡り廊下、いずれも昭和58年築でございます。学校位置図につきましては、次のページに記載をさせていただきます。8番の工事目的でございますが、都和南小学校校舎棟及び屋内運動場は昭和58年の竣工から40年が経過し、老朽化が著

しいことから、土浦市学校施設長寿命化計画に基づき、施設を築後80年間使用していくことを目指し、おおむね築後40年目に長寿命化に必要な改修工事を行うものがございます。9番の主な工事内容でございます。長寿命化改良工事内容は国において基準が定められており、必ず実施する工事としまして、水道、電気、ガス管等のライフラインの更新のほか、構造区分に応じ鉄筋や鉄骨の腐食対策や接合部の破損部分の補修等が求められております。また、原則として実施する工事といたしまして、耐久性に優れた材料等への取替え、維持管理や設備更新の容易性の確保、断熱、二重サッシなどの省エネルギー対策等が求められております。これらを踏まえまして、各施設の劣化状況に応じた工事を行うものがございます。主な具体的な改修箇所につきましては、お手数ですが、資料5-2をお願いいたします。はじめに、1ページ目、校舎棟の建築主体工事の内容について御説明をさせていただきます。左上の写真は、現在の都和南小学校校舎等の現況写真でございます。右側の表中、左側が外部改修、右側が内部改修の主な工事内容を記載しております。外部改修につきましては、左の校舎棟現況写真の①から④に記載がございますように、①といたしまして屋上はウレタン塗膜防水熱仕上げを施し、防水改修を行います。その他、②外壁及び④の軒天につきましては、高圧洗浄で汚れ落とし再塗装、③外部建具更新は窓を断熱と省エネ効果の高い複層ガラスに交換をいたします。つづきまして、内部改修の主な内容となります。右下の平面図でございますが、①のエレベーター新設は、現在の給食用のダムウェーターに変え、給食コンテナ運搬も兼ねたエレベーターを新設いたします。②は1階保健室にシャワーブースの新設、③は1階に多目的に利用可能なオープンスペースの新設です。④は二階図書室を廊下と一体化してオープンスペース化をいたします。また、各階に教材室の新設や多様な形式の需要に対応可能とするため、廊下と教室間の可動間仕切り化を実施するほか、壁や天井、床などの内装仕上げを更新いたします。つづきまして、屋内運動場の工事内容となります。2ページ目をお願いいたします。左側が外部改修の主な内容でございます。①の屋根の部分は、現在の金属製の屋根の上に断熱材を敷いて、その上から金属製の屋根を覆いかぶせるものがございます。②の外壁及び④の軒天は、高圧洗浄し再塗装をいたします。③の外部建具更新は、断熱と省エネ効果の高い複層ガラスに交換をいたします。また、右側の中段、改修後の立面図、イメージ図でございますように、省エネ対策として窓を現在の半分程度の大きさにいたします。つづきまして、右下の1階平面図、こちらは内部改修でございます。①のアリーナ床については、現在の木製の床を塩化ビニール床に改修をいたします。これは多くの屋内運動施設で採用されており、クッション性があり、けがをしにくい、溝がなくほこりがたまらないため、衛生的であるなどの利点がございます。また、ワックスがけが不要となることから、維持管理の容易性の確保が図れるものがございます。

②の内壁仕上改修は、内側の壁の張り替えで、現在の木製の壁を撤去し、断熱材を吹き付け、新しい木製の壁材に張り替えをいたします。③は、トイレの新設でございます。体育館入口の部分を改修し、多目的トイレを新たに設置をいたします。屋内運動場の主な改修内容につきましては、以上でございます。その他資料として3ページに、工事スケジュールを掲載させていただいております。

○矢口委員長 ただ今の説明について委員の皆様から御質問等ございますでしょうか。

○吉田(千)委員 なかなか予算の関係で冷暖房の設置というのは難しい状況にあるというふうに思います。そういった中でこの大変暑い中でございますので、扇風機の対応というのは各学校によって違うのでしょうか。

○塚本教育総務課長 詳しい学校ごとの台数については、手元に資料がありませんので、この間調べた分かっている範囲でお知らせさせていただきますと、各学校に4台程度設置するようなかたちで整備をしております。大型扇風機を体育館の4方面から出すようなかたちで、コロナの交付金を活用しまして、前年度対応をしております。

○吉田(千)委員 本当に年々暑くなりますので、部活動、あるいは、体育の授業といった中で、取り止めも考えなければならない状況、そういったところまであるということなので、その辺詳しく分かりましたら、大体4台ぐらいだろうということでしたが、教えていただければというふうに思います。それから、保健室のシャワーの設置ということでもとてもいいなと思うんですけども、これはほかの学校、見直して新しくしたところはこういったものが全部付いているのでしょうか。

○塚本教育総務課長 現在シャワー室の設置につきましては、土浦小学校、真鍋小学校、都和小学校、新治学園のほうがございます。建築当時に作っておりました土浦第三中学校もございます。そのほか長寿命化改良工事に伴いまして、新たな時代に対応したというかたちで土浦第四中学校が今年度完了いたしますので、そちらのほうで付く予定で、また、都和南小学校というかたちで、順次長寿命化改良工事の際には保健室にシャワーブースを設けていくという考えで現在進めております。

○吉田(千)委員 根本議員がシャワー室の件では、校長先生からも伺っているというお話を聞いております。また、様々なシャワーの使い方があるかと思うんですけども、聞いたところのお話ですと、子供は悪気はないんだけど、ものすごく暑いので、お風呂に入れない状況があると匂ってくるというような状況があると。そこで、いじめではないんだけど、いじめに発展しそうな問題も起きてくるというお話も聞き及んでいるところでございますので、できるだけ早くそういったことで、先生が気づけばシャワーを浴びて着替えをしていただけると、そういうお子さんが過ご

しやすい学校になっていくのかなというふうに思うところですので、予算の関係があるかどうかと思いますが、なるべく早く全学校に付けていただければなというふうに、私自身も根本議員と同じように思ったところでございます。

○塚本教育総務課長 御意見ありがとうございます。順次工事の中で進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○矢口委員長 ほかに委員からございますか。  
(「なし」という声あり)

○矢口委員長 つづきまして、都和南小学校校舎棟及び屋内運動場棟長寿命化改良機械設備工事について、執行部より説明願います。

○塚本教育総務課長 引き続き、資料は6-1をお願いいたします。都和南小学校校舎棟及び屋内運動場棟長寿命化改良機械設備工事についてでございます。こちらにつきましても契約金額が1億5,000万円を超えることから、地方自治法の規定により9月議会に議案として上程するものでございます。1番工事名称及び2番工事場所につきましても、記載のとおりでございます。3番の工期でございますが、議会の議決を経た日の翌日から令和6年度末の令和7年3月15日までを予定してございます。4番契約金額は税込み2億4,142万8,000円、5番契約予定の相手方は株式会社アクアプラントテックでございます。6番の契約方法でございますが、7月20日に一般競争入札にて行われ、7月21日に仮契約を締結しております。本契約につきましても、議会の承認後締結となります。7番建物の概要、8番の工事目的につきましても、記載のとおりでございます。9番主な工事内容でございます。お手数でございますが、資料の6-2をお願いいたします。中段が校舎棟でございます。校舎棟につきましても、保健室シャワーブースの新設のほか、洗浄暖房便座の設置等の衛生設備器具の改修工事、給水管、配水管の更新、受水槽及び給水ポンプ等の屋内外給排水設備改修、消火設備改修、空調調和設備改修、換気設備改修が主な内容でございます。また、その下の屋内運動場棟につきましても、バリアフリートイレ新設に伴う衛生設備や給排水設備改修、換気設備改修工事のほか、消火栓設備改修工事が主な内容となります。その他資料としまして、次のページに工事スケジュールを掲載させていただきます。

○矢口委員長 ただ今の説明について委員から御質問等ございますでしょうか。

○福田委員 体育館には自家発電の設備は、あるのでしょうか。

○塚本教育総務課長 体育館独自の自家発電の設備は体育館内にはございませんが、後程資料を示して本委員会の時に回答させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○矢口委員長 ほかにございますでしょうか。  
(「なし」という声あり)

○矢口委員長 つづきまして、川口運動公園野球場スコアボード改修工事について執行部より説明願います。

○寺崎スポーツ振興課長 資料⑦をお願いします。川口運動公園野球場、J:COMスタジアム土浦のスコアボード改修工事について、仮契約が整いましたので、本契約に向け議会の議決をいただきたく、説明をさせていただきます。まず、1ページに沿って説明いたします。3工期ですが、9月議会議決の翌日から令和6年3月15日までを予定しております。4契約金額は、税込み2億5,850万円でございます。5契約の相手方につきましては、土浦市中の雅電設株式会社です。7及び8の工事の概要及び目的についてですが、既存の磁気反転式スコアボードについては、耐用年数の10年が経過し、頻繁に故障が発生し、利用者からの苦情も増加しており、また、修繕するにも部品製造が行われていない現状がございます。そこで、フル画面、フルカラーLED方式スコアボードに更新することにより、視認性やメンテナンス性の向上を図るものでございます。9のスケジュールにつきましては議会議決後、本契約を締結し、10月から着工し、年度内に完成予定となっており、来シーズンからは使用できる見込みでございます。位置図につきましては、次の2ページの下スタジアム外野の黄色い丸の部分となります。3ページとなりますが、上の写真でございますが、J:COMスタジアムの現行のスコアボードでございます。よく見ると、スコアの10裏のところ、ちょっと拡大しないと分かりづらいのですが、少し黄色く、不具合表示が写っております。このほかにも個々の表示が全く出なくなることもしばしば発生しております。施工後のイメージについては下の写真のとおりでございますが、こちらのサンプルは日立市民球場の実物の写真でございます。少し見にくいかもしれませんが、上のスコア表示から下のメンバー表まで一体の大きな液晶画面、横が16.6m、縦5.5mとなっております。

○矢口委員長 ただ今の説明について委員の皆様から意見、質問等はございますでしょうか。

○勝田委員 10年の対応を超えたのだという御説明だったんですけども、今回2億5,850万で新しくしまして、寿命、コストというのはどのようにお考えなのでしょうか。

○寺崎スポーツ振興課長 今回更新するこのフルLED液晶画面については、今大きな球場どこも主流になってる方式でございます。耐用年数は10年とは設定されているものの、今使っております磁気反転式と違いまして、主流となっておりますので、部品の製造とかも長く、製造される汎用の部品で対応できる見込みとなっております。

○勝田委員 10年なんですね。そうすると、10年したらまた更新をするということなのでしょうか。

○寺崎スポーツ振興課長 先ほど申し上げましたように、例えば後樂園や甲子園といった全国的に有名な球場のほか、県内の水戸市民球場、ひたちなか球場、どこの球場も同じようなこのフル画面液晶LED方式の大画面を使っておりますので、10年を経過してもその辺は御心配なく、部品のほうは汎用部品で対応できると考えております。

○吉田(千)委員 スコアボードですから、あくまでもスコアボードとしての活用のみなのでしょうか。

○寺崎スポーツ振興課長 この画面の活用についてはいろいろと考えてございます。当然これだけの費用を掛けて今回更新しますので、補助金についても中心市街地活性化に関わる都市構造再編集中支援事業費補助金という名称なんですけれども、そちらを事業費の2分の1充てられる見込みになっております。当然そういう補助金を活用するわけですので、野球のみならず、教育委員会で開催しておりますかすみがうらマラソンや市全体の大きなイベント、花火やカレーフェスなど、広く活用することが可能になり、中心市街地の活性化への効果ができるものと考えてございます。

○吉田(千)委員 中心市街地の活性化ということですので、活用方法というのは大事だと改めて思いました。

○矢口委員長 要するにこれはLEDということで、大きなテレビ画面をイメージして、そこにいろんな動画も移せるということですね。

○寺崎スポーツ振興課長 左様でございます。

○勝田委員 吉田議員の御答弁の中で、様々なものが映せるので、中心市街地の活性化にも寄与するというお話だったと思うのですが、基本的に球場は野球以外は使えないのですか。

○寺崎スポーツ振興課長 現在も野球以外に、かすみがうらマラソンの一つのブースとして外野、内野のほうは立入りはできませんけれども、外野の部分は活用してございます。かすみがうらマラソン以外にも、今後担当課との調整が必要となりますが、その辺は広く野球以外でも活用できるように協議を進めていきたいと考えております。

○勝田委員 野球の人が聞いたら怒るかもしれないですけども、内野も含めてコンサートなど、いろいろなことに使えるほうが中心市街地の活性化には寄与するでしょうから、できれば柔軟に考えていただけるといいのかなと思います。

○寺崎スポーツ振興課長 野球関係団体とその辺りの協議は進めてまいりたいと考えております。

○矢口委員長 2ページの写真で見るところの緑色の部分、これは人工芝ですが、薄いベージュのところは天然芝なんですか。

○寺崎スポーツ振興課長 外野の部分は、御存知のように天然芝です。ちょっと茶色く見えてしまいましたけれども天然芝で、内野の部分は緑色に見えますが、こちらの方はいわゆる土の部分でございます。ちょっと緑色に見えるんですけども、こちらの内野の部分は芝は張っておりません。

○矢口委員長 ほかにございませんか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 つぎに、その他に入ります。まず、教育に関する事務の管理及び執行の状況に係る点検評価報告書(令和4年分)について、執行部より説明願います。

○塚本教育総務課長 資料は8-1をお願いいたします。教育に関する事務の管理及び執行の状況に係る点検評価報告書(令和4年度分)について、説明をさせていただきます。1の趣旨につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表することとされております。本市においては、平成22年度より実施しており、毎年9月に報告書を公表しております。教育委員会にて、令和4年度の84事業について点検評価をするとともに、有識者会議を実施し、各課において事業説明を行った上で、2に記載の3名の学識経験者による指導助言をいただきました。これにより、この度報告書が完成いたしましたので、議会に提出をさせていただくものでございます。点検評価報告書につきましては、資料8-2に掲載のほか、サイドブック内のその他の資料、計画・プラン等、教育委員会、事務管理執行状況の点検評価報告書フォルダー内に掲載してございますので、後程御覧いただきますようお願い申し上げます。4の公表につきましては、市議会終了後に市ホームページへの掲載及び市内の支所、出張所への報告書冊子の設置により公表をいたします。

○矢口委員長 ただ今の説明について何かございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 つぎに、(仮称)土浦市立上大津地区統合小学校について執行部より説明願います。

○塚本教育総務課長 資料⑨をお願いいたします。(仮称)土浦市立上大津地区統合小学校についてでございます。教育総務課、学務課より報告をさせていただきますが、1の施設整備につきまして、教育総務課より御報告をさせていただきます。はじめに、各業務の進捗状況でございます。事業内容につきましては、令和5年度主要事業でお示しをさせていただいております業務内容でございます。上大津東小学校北側の拡張部分につきましては、7月下旬に境界立会いが完了し、用地鑑定評価、測量調査について、今月中に完了する予定でございます。また、新校舎整備に係る設計業務の業者選定につきましてはプロポーザル方式での実施を考えており、11月下旬に公告を予

定しております。プロポーザルの実施につきましては、改めて御報告をさせていただきたいと思っております。財産の取得につきましては、現在税務署協議を進めており、9月以降用地取得に向けて地権者との協議を進めていく予定でございます。最終的には12月議会において、財産の取得についての上程をさせていただく予定でございます。埋蔵文化財試掘調査については、用地取得を年度内を予定してございます。以上が現在の各業務の進捗状況でございます。つづきまして、2の屋内運動場の新築と長寿命化の比較でございます。屋内運動場の整備につきましては、地元説明会を始め、パブリックコメントにおいても新築への要望が多数寄せられている状況でございます。

(仮称)土浦市立上大津地区統合小学校整備基本計画における配置計画の方針において、屋内運動場については、土浦市学校施設長寿命化計画の方針に基づき、長寿命化改良工事を実施し、機能向上を図ることを基本とする。なお、構造体の劣化状況等を踏まえ、教育効果や利便性、安全性などについて総合的に考慮した上で、体育館の長寿命化改良又は建替えの方針を決定し、全体配置を検討することとしております。市といたしましては、新設の小学校であるという特殊性も鑑み、総合的に方針の決定をしていく必要があることから、2にお示ししましたコスト面や通学の安全性などについて比較をいたしました。はじめに、コストでございます。あくまでも概算でございますが、新築5億9,400万円に対し長寿命化が3億4,694万6,000円でございます。補助率は、いずれも2分の1でございます。補助金、起債を除いた一般財源を比較いたしますと、新築1億868万7,000円に対し長寿命化は5,759万2,000円でございます。使用年数及び児童への影響は長寿命化改良工事の特性となってしまいますが、項目として挙げてございます。使用年数は新築の場合、40年目で長寿命化改良工事を実施した上で、今後80年間使用可能で、長寿命化は今後40年使用を目標に実施し、40年後には改築となる予定でございます。児童への影響については、新築の場合、北側拡張部分の別の場所に建てることを想定しておりますことから、既存体育館で体育館が使用可能であり、在校児童への影響がない一方、長寿命化はほかの学校と同様に入学式以降に工事を着工し、卒業式前の工事完了となるため、その期間は使用ができなくなります。バリアフリーの観点の比較では、新築の場合、校舎と一体化することで円滑な移動ができる一方、長寿命化においては校舎棟とはスロープ等で接続することとなります。つづいて、通学の安全性でございます。新築の場合、安全を考慮して全体配置をすることが可能でございます。一方、長寿命化の場合でございますが、8月9日に実施をいたしました統合小学校開校準備協議会のPTA部会において、学校近辺のバスルート案の協議を行い、通学児童と通学バスの動線を検討した結果、沖宿から北上し、学校敷地東から進入する案が了承されております。2ページをお願いいたします。現在の上大津東小学校の周辺地図でございま

す。学校敷地周りの道路につきましては、当初より整備を予定しておりますが、通学バスの進入を考慮いたしますと、現在の東側の道路上に太線で示してございますように、現在の幅4メートルに対し歩道整備を考慮いたしますと、7メートルから9メートル幅に拡幅する必要がございます。その場合、学校の上の黄色い四角が体育館となりますが、その脇にあります小さな四角の体育館の外トイレになりますけれども、こちらが道路にかかるほか、道路境界から体育館までの距離が狭くなり、既存体育館があることで道路の見通しが悪くなるのが想定されます。通学バスの出入口は東側既存体育館より北側を想定されますことから、その結果、通学バスの出入口の安全性に影響が生じることが懸念となっております。また、道路幅が拡幅されるため、これまで以上におおつ野から学校北側の部分にある市道299号線の交通量増加が見込まれてまいります。これまで、統合小学校の建設候補地においては、児童の安全性を第一に選定してきた経緯もあり、通学の安全性は十分に留意すべき事項と考えてございます。1ページにお戻りください。最後に、規模の観点でございます。既存体育館を始め、市内小学校体育館のアリーナの床面積は国の小学校整備指針に基づき、バスケットボールやバレーボール、バドミントンなどの多様な運動種目を想定して整備しており、行事等も含めた学校教育活動には支障を現在来してはございませんが、現在794㎡と市内でも小さい規模ではございます。東側道路の拡張に伴い、トイレを解体せざるを得ないことから、長寿命化の際にはトイレを増設するといった追加工事が必要となります。新築の場合は、既存よりゆとりのある面積を確保することが可能でございます。以上6項目について比較検討をしてございます。市といたしましては、コストも重要であるものの、統合小学校の場合、通常の高寿命化改良に加えてトイレの増築が必要となることの特事情、その他バリアフリー化や通学の安全性など将来を見据え、総合的に判断することが重要と考えてございます。11月には次年度予定をしております基本実施設計の業者選定のプロポーザルが開始されますことから、これらを踏まえまして、整備方針を決定してまいりたいと考えてございます。

○塚本学務課長 資料の3ページをお願いいたします。2番校名案の公募について御報告させていただきます。はじめに、目的としましては、令和10年4月に開校予定の上大津地区統合小学校について、児童やPTA地域の方々により親しみと愛着を持っていただけますよう校名案の公募を行うものでございます。(2)公募実施の経緯でございますが、上大津地区統合小学校開校準備協議会の所掌事項の調査及び検討を行うために設置をいたしました総務部会の協議及び承認に基づきまして、公募を実施するものでございます。つづきまして、(3)公募の概要につきましては、①募集期間は令和5年9月4日から令和5年10月3日までの30日間、②対象者は統合対象となります上大津東小学校、菅谷小学校の児童、保護者及び教職員並びに当該学区の

住民となります。③応募方法につきましては、インターネットのウェブフォームや応募用紙によりまして投函郵送、FAXでの申込みを受け付けいたします。(4)今後の予定でございますが、記載のようなスケジュールを予定しております。③の令和6年3月の市議会定例会に条例の一部改正案を提出させていただきまして、正式な校名の決定をお願いするものでございます。募集要項の配布でございますが、資料のほうを1枚おめくりいただきまして、4ページを御覧いただきたいと思っております。4ページに開校準備協議会だよりがございます。こちらは、開校準備協議会の協議事項等につきまして、適宜地域の皆様にお知らせをする瓦版でございます。さらに、お手元の資料のほうをもう1枚おめくりいただきまして、5ページをお願いいたします。先ほど御説明いたしました募集要項でございますが、4ページのお便りの裏面にこちらを掲載しまして、9月1日発行の広報誌と一緒に対象地区全戸に配布をいたします。また、より多くの方から応募がありますよう、市のホームページへの掲載や学校からも募集要項を配布するなど、積極的に周知を図ってまいります。

○矢口委員長 ただ今の説明につきまして委員の皆さんから御意見、質問等ございますか。

○勝田委員 2点ほどお伺いします。学校の開校がなかなかその期限が当初よりも1年延びた。場所が変わったので、それはしょうがないと思うんですけども、今度新しくなった期限に関しては、なるべく期限内で作らなければいけないというスケジュールになってると思っております。その中で1点、埋文の試掘の件なんですけれども、用地取得前に試掘をしない理由というのは何かあるのでしょうか。地権者の同意があれば可能ですし、試掘の結果もし出た場合は、それに対して法令を守っていくしかないのですが、どうしても数箇月、6か月ぐらいでしょうか。通常は伸びてくると思うのですが、その辺りを考慮すると、今のうちにやっておいたほうがいいのかと思うのですが、それはどのようにお考えですか。

○塚本教育総務課長 現在地権者の土地が芋畑になってございまして、サツマイモの収穫が終わってから具体的には入らせていただけるということで、そちらのほうは協議をさせていただきますので、その時期が終わりましたら、試掘に入っていく予定でございます。

○勝田委員 そうしますと、取得前であっても地権者の了承が得られれば、やろうということでもいいのですか。

○塚本教育総務課長 収穫が終わりましたら、入っていこうと思っております。

○勝田委員 ここは、元々包蔵地に指定されてましたでしょうか。

○中澤文化振興課長 予定地につきましては、二つの遺跡が包蔵地に指定されてございます。

○勝田委員 そうなると、出る可能性が高いだろうなという気はするんですけども、本掘のスケジュールを見込んで開校のスケジュールはとっているのでしょうか。

○塚本教育総務課長 そちらの期間のほうは考慮してとっております。

○勝田委員 分かりました。安心しました。もう1点、新築と長寿命化なんですけども、今日出していただいたこの比較を見ますと、おっしゃるとおりコスト以外で長寿命化を選択する理由というのは全くないというふうに映るわけなんですけども、当初市では長寿命化を基本にしていくという方針だったと思います。その方針を作る際に、この比較するようなものというのはどうやって考えていたのでしょうか。最初からこういったものが出れば、長寿命化ではなくて新築でいきましょうという方針になっていくんじゃないかと思うんですけども、いわゆる財源以外に守るものが長寿命化と新築だとならないですよね。特に御説明のとおり、児童の安全性を考慮するとか、どうしても譲れない部分が、長寿命化ではスポイルされてしまうというようなこの比較図になっていますが、これは意図的にこの比較を変えたのですか。それとも、最初からこの基準で検討はしたんですけども、長寿命化であえて当初出されたということなののでしょうか。最初からこれを出していただければ、新築以外の選択を議員の皆さんもそうでしょうけども、選ぶということはちょっとあり得ないというような、そういう比較表に見えるんですけども。最初から同じような項目で比較をしていたのですか。それとも、状況が変わってきたので、この項目で出してきたのですか。

○塚本教育総務課長 こちらの比較の中で考え方として、まずは、長寿命化基本計画に基づきまして、体育館については長寿命化ということが大前提としてありました。整備基本計画の中では、将来的にこの通学路や通学路の安全性といったところを総合的に判断して、基本設計の前までに決定していくということで、基本方針にも書かせていただいております。今回基本設計が始まるに際しまして、今具体的に検討をさせていただいているところでございます。

○勝田委員 それでは、もし声が上がらなければ、こういった比較はあったけれども、長寿命化でいった可能性があるということですか。そういうことではなくて、具体的に考えたものを考えていった結果、これはこういうふうになったということですか。

○塚本教育総務課長 こういったことは前からも内容としてはございましたし、具体的に通学路の経路というのは、今年度に入って開校準備協議会の中で検討していくということで進めておりましたので、具体的に通学路のどこから入っていくのか、どこから入れて、東側から入っていくというところで、具体的な話合いが進んでまいりましたので、改めて検討した経緯でございます。

○矢口委員長 ほかにございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 つぎに、博物館大規模改修工事の進捗と再開館について執行部より説明願います。

○木塚博物館副館長 資料の⑩をお願いいたします。大規模改修工事の進捗と再開館について御説明いたします。改修工事は順調に進んでおり、工期は当初の予定どおり9月30日までに終了いたします。その後、検査と手直しを経て10月31日までに引渡しを完了いたします。11月下旬には、執務を行っている亀城プラザから本館に戻る予定です。再開館ですが、1月6日土曜でございます。記念行事といたしまして、再開館記念式典を1月5日午前11時から予定しております。文教厚生委員会の皆様にも御案内を差し上げますので、新年早々で恐縮でございますが、御列席賜りたく、何卒よろしくをお願いいたします。なお、新春の再開館、3日間に入館無料予定しており、再開館日から3日間は市内外を問わず、御来館の皆様には無料で入館していただくことを計画しております。条例改正に伴い、1月10日から新料金になります。再開館記念特別展土浦の宝物は、表記のとおりでございます。

○矢口委員長 この件につきまして何かございますか。  
(「なし」という声あり)

○矢口委員長 再開館を楽しみにしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。つづきまして、土浦市文化財保存活用地域計画の文化庁長官認定について執行部より説明願います。

○中澤文化振興課長 資料の⑪をお願いいたします。1番目の報告内容ですが、本市の文化財の保存や活用を総合的、計画的に推進していくために作成を進めてまいりました土浦市文化財保存活用地域計画が7月21日付けで文化庁長官の認定を受けましたので、御報告させていただきます。3番目の当計画の概要については今年の2月に開催されました事前委員会において説明させていただいたところですが、詳しくは次ページ以降の資料のとおり、文化庁の記者発表資料を付けておりますので、後程御覧いただければと存じます。4番目の当計画の認定状況ですが、全国では119自治体が認定を受けており、県内ではかすみがうら市とともに4番目の事例となります。なお、認定を受けたことによる効果につきましては、文化財施策に対する国からの財政措置の拡充や優遇措置などが挙げられます。具体的に申しますと、補助事業の優先採択、補助率の加算、事業に対する特別地方交付税措置、国に対して登録文化財の提案が可能となるなどが挙げられます。また、当計画の製本及びデータ化の作業を現在進めておまして、完成次第タブレットに掲載いたします。

○矢口委員長 ただ今の説明について何かございますか。  
(「なし」という声あり)

○矢口委員長 つづきまして、秋の文化芸術関連事業について執行部より説明願います。

○中澤文化振興課長 資料の⑫をお願いいたします。秋の文化芸術関連事業について、土浦市文化祭、土浦市美術展覧会、土浦薪能の3件を御案内させていただきます。資料の⑫-2をお開き願います。第52回土浦市文化祭のチラシでございます。土浦市文化祭は土浦市文化協会の加盟団体による文化芸術の発表の場となっているものとして、今年度はチラシに記載のとおり16の事業が開催されます。つづいて、資料⑫-3をお開き願います。第76回土浦市美術展覧会のチラシでございます。土浦市美術展、通称土浦市展は、市民の芸術作品の発表の場と鑑賞する機会を設けるため、市民ギャラリーで開催しているものでございます。つづいて、資料の⑫-4をお開き願います。第24回土浦薪能のチラシでございます。土浦薪能は、土浦城東やぐら復元の竣工記念として平成10年に初めて開催され、以降歴史と伝統に培われた土浦城しにふさわしい事業として継続して開催されているものです。今年も人気狂言市の野村萬斎氏を招へいして開催されます。秋の文化芸術事業につきましてお時間等ございましたら、是非御鑑賞いただきたく御案内申し上げます。

○矢口委員長 ただ今の件について委員の皆さんから何か質問ございますか。  
(「なし」という声あり)

○矢口委員長 つぎに、第26回企画展の開催について執行部より説明願います。

○比毛上高津勝貝塚副館長 恐れ入りますが、サイドブックの資料13をお願いいたします。上高津貝塚からは、秋に開催予定の企画展「霞ヶ浦に望む王—古墳時代前期の地域社会—」について御説明させていただきます。この企画展では、弥生時代から大きく社会が転換した古墳時代前期の霞ヶ浦周辺地域の特徴を古墳や集落遺跡の出土品から御紹介いたします。展示に伴う関連する記念行事といたしまして、記念シンポジウム、学芸員の展示の見どころ解説、体験型イベントであります。記念シンポジウムを予定しております。委員の皆様方におかれましても、御高覧いただきますと幸いです。

○矢口委員長 この件について何かございますか。  
(「なし」という声あり)

○矢口委員長 以上で提出された資料の説明は、終了しました。そのほか何か執行部からございますでしょうか。

○武藤図書館長 図書館では、図書館の事業内容や利用統計等をまとめました図書館要覧を毎年発行しております。この度令和5年度の図書館要覧を作成いたしました。要覧につきましては、サイドブックのその他資料のその他、令和5年度のフォルダ内に掲載させていただきましたので、後程御覧いただきたく存じます。

○矢口委員長 執行部は以上でよろしいでしょうか。  
(「そのほかございません」という声あり)

○矢口委員長 委員の皆さんから何かございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 ないようですので、以上で文教厚生委員会を閉会とします。